

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株)齊藤建設	土浦市宍塚 1677-1	2-001498

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号をそれぞれ表す。

2 指名停止等措置期間

令和6年12月26日 ～ 令和7年2月25日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社齊藤建設は土浦土木事務所つくば支所発注の下水道管渠工事(つくば市島名地内)において、令和5年9月7日、下水道管布設作業の際、転落の恐れのある開口部へ転落防止措置を実施していなかったことなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が死亡する事故を生じさせた。

5 指名停止理由

(株)齊藤建設が、安全管理措置の不適切により作業員が死亡する事故を生じさせたことは、指名停止等措置要領別表第1第7号イに該当する。

<指名停止等措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア (略) イ 工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき。 ウ、エ (略)	2ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)